

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	①広報・啓発活動の推進
主管課	(1)福祉課・社会福祉協議会

施策の内容(Plan)

(1) 広報誌やホームページ、ポスター等を通じて情報提供を行うことで、障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深める啓発活動を実施する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

広報6月号で特集を組み町内相談支援事業所の紹介を、また3月号でも特集を組み障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が法的義務となったことを周知し啓発に努めた。他に、広報誌「社協さむかわ」発行月を2か月に1回から3か月に1回と間隔を開けたが、代わりに紙面数を増やし、紙面全体もリニューアルを行ったことにより、読みやすい内容となった。またホームページのリニューアルを行うべく準備を進めている。公開は令和4年度を予定している。

(令和4年度)

障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行った。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。さらに、「広報さむかわ」の5月号・9月号・1月号に障がい福祉に係る相談についての記事を連載した。

他に、広報誌「社協さむかわ」を年4回発行(4月、7月、1月、10月)。「広報誌を見ました」という電話での問い合わせ、講座申込みが増えた。ホームページは随時更新しており、令和4年6月の全面リニューアル後、「見やすくなった」「情報を探しやすくなった」との感想と、他地区の社会福祉協議会からもリニューアルの内容に対しての問い合わせが複数あった。また、内容と必要に応じ、SNS(ツイッター)や紙チラシを活用している。これら多種の発信方法で、障がいのある方に対しての事業の周知や障がい福祉について町民に関心をもってもらえるよう啓発活動を継続している。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

広報さむかわで特集を組み、町内相談支援事業所の紹介と障害者差別解消法で「合理的配慮」が法的義務となったことを周知した。

また、「社協さむかわ」をリニューアルした他、ホームページのリニューアルの準備を進めたため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)

リーフレットを作成し、全戸配布することで障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発が実施できたため。

また、「社協さむかわ」及びホームページのリニューアルや多種の発信方法を用いた効果的な啓発活動が継続できているため。

令和3年度の外部評価

概ね順調

<p>k (参考:令和3年度) 広報さむかわでの特集の掲載は、より多くの町民に町の福祉を知らせる機会になり、実際に問い合わせがある等、一定の成果は出ていると思う。障害者差別解消法で「合理的配慮」が法的義務になったポスターが公民館など公的施設に掲げられており、啓発活動が見受けられる。周知活動を実施し、町民の理解を深めることは継続してほしい。</p>	
<p>令和3・4年度の2年間の外部評価 (令和3・4年度の2年間)</p>	<p>概ね順調</p>
<p>参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)</p>	

<p>方向性</p>	<p>継続</p>
<p>取組内容</p>	<p>障がいに対する理解の促進を図るため、障害者差別解消法と障害者虐待防止法のリーフレットの配布も含め、今後も継続して周知活動を行う。</p>
<p>令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)</p>	
<p>方向性</p>	
<p>取組内容</p>	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進
主管課	(1)(2)福祉課

施策の内容(Plan)

(1) 障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内等で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図る。また、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施する。

(2) 障がいのある人の生活のしづらさや障がい特性についての理解を深めるため、広報誌の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、障がいに対する理解促進に向けた手法を検討し、実施する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催するバリアフリー上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。

(2) 広報6月号で特集を組み町内相談支援事業所の紹介を、また3月号でも特集を組み障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が法的義務となったことを周知し啓発に努めた。

(令和4年度)

(1) 茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催するバリアフリー上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。

また、R5.4月に役場本庁舎入口にて開催した「展示即売会」の企画・準備を寒川町事業所連絡会とともに行った。

(2) 障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行った。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。さらに、「広報さむかわ」の5月号・9月号・1月号に障がい福祉に係る相談についての記事を連載した。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会、寒川総合図書館、障害者事業所連絡会等と連携した活動を実施した。

また、広報さむかわで特集を組み、町内相談支援事業所の紹介と障害者差別解消法で「合理的配慮」が法的義務となったことを周知したため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)
障がい者団体等と連携した活動を実施することができた。また、障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発等を実施することができたため。

令和3年度の外部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

一度の周知で終わらず定期的に行う必要がある。コロナ禍で厳しい面もあると思うが、継続的な取り組みの必要性を感じる。「障がい者は特別ではない」ということを知つてもらう機会を設けるのもよい。作品展を通じて作者や障がい福祉関連の事業所を知つてもらえる方法は効果的と思う。

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性

継続

取組内容

障がい特性及び障がいのある方や障がい福祉に対する町民の理解を深めるためにも、障がい者関係団体等と協力し引き続き様々な方法で普及啓発を行う。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性

取組内容

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	③地域共生社会の実現に向けた取り組み
主管課	(1)(2)福祉課・町民安全課／(3)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 地域で暮らす障がいのある人が、その人らしく豊かに生活できるよう、地域団体や町内事業所などに理解を求める。
- (2) 地域から寄せられる様々な相談を、基幹相談支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会や包括支援センター等と連携し、継続的につながり続ける伴走型支援を目指す。
- (3) 広報誌や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を実施する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 広報3月号で特集を組み障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が法的義務となったことの周知に努めた。
また、防災講演会において、Youtube上に講演内容を字幕付きで載せ、聴覚に障がいがある方に対しても、講演内容が理解できるようにした。
- (2) 相談内容に応じて、各機関で連携を取りながら支援を実施した。
- (3) 毎年、社会福祉協議会の実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載するとともに、「寒川町町民ボランティア団体等登録制度要綱」に基づき、ボランティア団体の登録とホームページやツイッター、デジタルサイネージ等で登録団体の紹介をしている。
また、視覚に障害のある方へ、麦笛の会(広報等の音声化データ送付)の紹介通知を送付した。

(令和4年度)

- (1) 障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行った。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。さらに、「広報さむかわ」の5月号・9月号・1月号に障がい福祉に係る相談についての記事を連載した。さらに、防災講演会において、Youtube上に講演内容を字幕付きで載せ、聴覚に障がいがある方に対しても、講演内容が理解できるようにした。
- (2) 相談内容に応じて、各機関で連携を取りながら支援を実施した。
- (3) 每年、社会福祉協議会の実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載するとともに、「寒川町町民ボランティア団体等登録制度要綱」に基づき、ボランティア団体の登録とホームページやツイッター、デジタルサイネージ等で登録団体の紹介をしている。

令和3年度の内部評価

概ね順調

評価 (C h e c k)	(参考:令和3年度) ボランティアの新たな担い手の掘り起こしなどの課題はあるが、個々の取り組みについては概ね順調に進めたため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) ボランティアの新たな担い手の掘り起こしなどの課題はあるが、様々な相談に対し、関係機関と連携して対応を行うなど、個々の取り組みについては概ね順調に進めたため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
(参考:令和3年度) 「広報さむかわ」の特集や障がい者に配慮した防災講演会(配信)があった。ボランティアは若年層の参加促進や、高齢分野(地域包括支援センター)との連携に課題を感じるが、いろいろ実施する中で問題も見えてくると思うので修正していくべきと思う。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	地域共生社会の実現に向けて、外部評価にあるような課題もある中で、様々な機関・団体とのネットワークの構築を図り、地域での支援体制の充実に努めていく。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	1. お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
施策分野	1. 啓発・相互理解の促進
具体的な施策	④権利擁護体制の推進
主管課	(1)福祉課／(2)(3)社会福祉協議会・福祉課・高齢介護課／(4)(5)(6)(7)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 障がいのある人が、どこで誰とどのように生活するかを選択できるよう、それぞれの障がい特性や環境等に配慮した多様な意思決定支援を継続的に行うことにより、障がいのある人の日常生活並びに社会活動の質の向上を図る。
- (2) 各種契約行為等をすることが困難な施設入所者や入院している人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費用を助成する成年後見制度利用支援事業を推進する。
- (3) 成年後見制度については、制度や手続きが煩雑でわかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員による成年後見相談を実施する。
- (4) 障害者虐待防止法では、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられていることから、福祉課に虐待防止センターを設置している。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図る。また、障がいのある人に限らず、すべての町民に対して、虐待とは何かなど、周知の推進を図るとともに、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていく。
- (5) 平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」で規定されている基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組む。
- (6) 平成29年4月1日に施行した「寒川町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組む。
- (7) 障害者差別解消支援地域協議会として位置付けている町地域自立支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別の解消するための取り組みを推進する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1)窓口等に相談に来られる障がい者等に対し、その人の立場に立ち、日ごろの生活全般における意思決定のサポートを行った。
- (2)寒川町権利擁護ネットワーク連絡会を11月と3月の2回開催し、町内の関係機関の連携強化や権利擁護意識の向上と顔の見える関係づくりに努めた。
また、身寄りのない障がい者等の成年後見制度における申し立てを実施するとともに、必要に応じて後見人等の報酬等の助成を行った。
- (3)月に1回、コスモス成年後見サポートセンター会員による成年後見相談を実施している。また、11月に、広く成年後見制度を周知することを目的として成年後見講座を開催した。
- (4)24時間通報・届出を受け付ける体制を取り、通報にあっては速やかに状況確認等を行った。
- (5)広報3月号において特集記事を掲載し、障害者差別解消法の改正により、民間の事業者についても「合理的配慮」が法的義務となったことの周知に努めた。
- (6)4月と10月に、新採用職員に対して障害者差別解消法に関する研修を実施した。
- (7)障がいを理由とする差別に関する相談は寄せられなかった。

(令和4年度)

- (1)窓口等に相談に来られる障がい者等に対し、その人の立場に立ち、日ごろの生活全般における意思決定のサポートを行った。
- (2)寒川町権利擁護ネットワーク連絡会を9月と2月の2回開催し、町内の関係機関の連携強化や権利擁護意識の向上と顔の見える関係づくりに努めた。
また、身寄りのない障がい者等の成年後見制度における申し立てを実施するとともに、必要に応じて後見人等の報酬等の助成を行った。
- (3)月に1回、コスモス成年後見サポートセンター会員による成年後見相談を実施している。また、11月に、広く成年後見制度を周知することを目的として成年後見講座を開催した。
- (4)24時間通報・届出を受け付ける体制を取り、通報にあっては速やかに状況確認等を行った。
- (5)障害者週間に合わせ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発用リーフレットを作成し、12月の広報誌とともに全戸配布を行い啓発に努めた。また、医師会にもリーフレットの配布を行った。
- (6)4月と10月に、新採用職員に対して障害者差別解消法に関する研修を実施した。
- (7)障がいを理由とする差別に関する相談は寄せられなかった。

令和3年度の内部評価

やや遅れている

(参考:令和3年度)

権利擁護についての各取り組みが進み必要に応じた適切な対応ができているが、職員対応要領による事例共有の仕組みの構築が進んでいないため。

評価 (Check)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 令和3年度の特集記事、令和4年度のリーフレットの全戸配布を通じ、障害者差別解消法および障害者虐待防止法に関する啓発に積極的に取り組むことができたため。 また、事例共有のしくみの構築には至っていないが、リーフレットに職員対応要領について記載することで、職場でも要領の再確認が行えたため。	
	令和3年度の外部評価	やや遅れている
	(参考:令和3年度) 社協が実施する権利擁護事業は新規相談や対応が増え、町内関係機関と連携しながら対応している。成年後見の手続きについては、よりスムーズに動いていける仕組みの構築が必要。虐待防止センターの役割と機能の理解は地域に浸透していない。差別に関する相談がないのは、差別解消法や合理的配慮の認知や相談窓口の周知が進んでいないことも考えられるので、引き続き差別解消法の周知が必要。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性	継続	
取組内容	職員対応要領による事例共有を図る必要がある。障害者差別解消法と障害者虐待防止法のリーフレットの配布を予定しているが、引き続き町民並びに事業所等への周知活動を継続していく。	
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)		
方向性		
取組内容		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	①身近な相談窓口の充実
主管課	(1) (2) (3) (4) 福祉課／(5) 高齢介護課・地域包括支援センター・福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努める。
- (2) 民生委員や委託相談支援事業者等の活動内容を周知することで、障がいのある人やその家族が相談しやすい環境づくりに努める。
- (3) 町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、「ほっとすペーす」の登録を推進している。地域生活を送る上での不安の軽減を図るとともに、本人の実情に即したネットワークの確保に努める。
- (4) 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努める。
- (5) 介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図る。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 窓口での相談に対し、ニーズに応じて相談支援事業所を紹介した。また、毎年町内事業者に対し、相談支援専門員の研修の周知に努めている。
- (2) 令和4年2月の広報さむかわにおいて、民生委員の特集記事を掲載し、活動内容を周知した。
- (3) 町内の福祉事業者に対し、事業所が開所する際にはほっとすペーすの趣旨を説明、登録するよう促すなど、ネットワークづくりを進めた。
- (4) 平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。さらに、令和元年5月から、福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員し、令和4年1月からは勤務時間も開庁時間に合わせ延長するなど、相談体制の充実にも努めている。

(5) 南部相談室と北部文化福祉会館へ出張相談(毎週木曜日)を設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。
また、介護保険利用の関係機関と連携し、介護保険で対応ができないサービスや、個別のケースの障害福祉サービスの調整等を行っている。障害福祉サービスから介護保険サービス対応への引き継ぎ等について、相談支援事業所と地域包括支援センターとのやり取りについてつなぎ機能を強化している。地域ケア会議への参加等による、介護保険利用者とその家族における問題において、包括的な支援のために情報の共有に努めている。

(令和4年度)

(1)窓口での相談に対し、ニーズに応じて相談支援事業所を紹介した。また、毎年町内事業者に対し、相談支援専門員の研修の周知に努めている。

(2)民生委員に対し、障がい福祉に関する研修会を実施した。

(3)町内の福祉事業者に対し、事業所が開所する際にはほっとすペーすの趣旨を説明、登録するよう促すなど、ネットワークづくりを進めた。令和4年度に新たに1件登録あり。

(4)令和4年度からは、茅ヶ崎市保健所の精神保健担当を交流職員として受け入れを行い、精神保健福祉における相談支援体制等の充実を図った。また、相談支援事業所等および福祉課職員に対して、精神疾患の知識、関わり方について勉強会を開催しスキルアップを図った。相談支援事業所に対しては、虐待防止に関する研修も実施した。

(5)南部相談室は常設、北部文化福祉会館へ出張相談(毎週木曜日)を設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。

また、介護保険利用の関係機関と連携し、介護保険で対応ができないサービスや、個別のケースの障害福祉サービスの調整等を行っている。障害福祉サービスから介護保険サービス対応への引き継ぎ等について、相談支援事業所と地域包括支援センターとのやり取りについてつなぎ機能を強化している。地域ケア会議への参加等による、介護保険利用者とその家族における問題において、包括的な支援のために情報の共有に努めている。

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 町内事業者に相談支援専門員の研修の周知をしている他、相談体制の充実にも努めているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 町内事業者に相談支援専門員の研修の周知をしている他、相談体制の充実にも努めているため。	
令和3年度の外部評価		概ね順調
(参考:令和3年度) 相談支援事業所で相談者の障がい種別や年齢層の傾向に違いがあるが、障がい種別や年齢に拘わらず住まいの近くで相談できるとよい。社協は「断らない相談」を実践している。地域包括支援センターでも毎日のように障がい関連のケースがあり、情報共有しながら共に対応している。身近な相談窓口である地区担当の民生委員の名前の認知度が低い。相談事業所の窓口で対応したケースについて連携が図れるよう情報共有できるとよい。相談を希望する方が相談につながる体制づくりができていると思う。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		

方向性	継続
取組内容	相談支援体制の強化に引き続き努めていくとともに、相談支援事業所の認知度を上げるための周知活動の取り組みも行っていく。社協では令和4年8月から心配ごと相談の専用電話番号を開設する予定がある。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	継続
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	②地域生活支援拠点等の機能の充実
主管課	(1) (2) (3) 福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の連携を図る。また、介護者の急病など緊急時の受入体制の確保に努める。
- (2) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による指導及び助言を行うとともに、地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネートを行う。
- (3) 将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、また、障がい福祉サービスの質を向上させるため、基幹相談支援センターを中心に、障がい福祉サービス等の提供を担う人材の育成と研修の実施に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 令和3年10月より「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」を開始した。令和3年度末の登録件数は1件。
- (2) 定期的に地域の相談支援事業所等を訪問し指導助言を行った。
- (3) 事例検討会等を通じて、人材の育成を図った。

(令和4年度)

- (1) 令和3年10月より「寒川町障がい児者緊急時支援プラン」を開始した。令和4年度末の登録数は6件。令和4年度においては、2団体に対し緊急時支援プランの説明を行った。また、緊急一時支援を1件実施した。
- (2) 定期的に地域の相談支援事業所等を訪問し指導助言を行った。
- (3) 事例検討会等を通じて、人材の育成を図った。令和4年度は、相談支援事業所の相談員等に対し、町精神保健福祉士による勉強会を5回実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

施策の内容については、概ね取り組みを進めることができたため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)

施策の内容については、概ね取り組みを進めることができたため。

令和3年度の外部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

家族の高齢化で今後登録増加が予想される「緊急時支援プラン」が早めに開始できたが、まだ周知が十分にされていないところもある。相談を待つのも必要だが、お困りの方の発掘も必要。基幹相談事業所が設置され、多問題ケース、困難ケースなどの関わりを通し、拠点整備に向け課題抽出が行われてきている。

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性

継続

取組内容

「緊急時支援プラン」については、今後周知に努めていく。今後も基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所への指導や助言、障がい福祉サービス担当者向けの研修等の実施に努めていく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性

取組内容

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	③専門的な相談体制の充実
主管課	(1)福祉課／(2)子育て支援課・保育幼稚園課・福祉課／(3)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1)特別な配慮や支援を要するケース、また、障がいの種別により異なるニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を基幹相談支援センターにて実施する。
- (2)専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎市保健所、総合療育相談センター、神奈川県総合リハビリテーションセンター、発達障害者地域支援マネージャー、神奈川県発達障害支援センター「かながわA」等の各機関と連携を図り、相談体制を充実する。
- (3)専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努める。(再掲)

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1)特別な配慮や支援を要するケースについては、相談支援事業所等関係機関と連携を取りながら支援にあたった。
- (2)ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と支援、サービスへのつなぎ機能の充実を図った。また、ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。
- (3)平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住まいの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。さらに、令和元年5月から、福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員し、令和4年1月からは勤務時間も開庁時間に合わせ延長するなど、相談体制の充実にも努めている。

(令和4年度)

- (1)特別な配慮や支援を要するケースについては、相談支援事業所等関係機関と連携を取りながら支援にあたっている。
- (2)ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と支援、サービスへのつなぎ機能の充実を図った。また、ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。
- (3)令和4年度は、相談支援事業所の相談員に対し、町精神保健福祉士による勉強会を5回実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

各関係機関との連携強化や精神保健福祉士の配置については、概ね順調に進められてきたため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

評価 (C h e c k)	(令和3・4年度の2年間) 各関係機関との連携強化や精神保健福祉士の配置、相談支援事業所の相談員に対するスキルアップ研修を実施し、概ね順調に進めることができたため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
(参考:令和3年度) ケース会議は専門的な機関と連携を図り進められ順調と思う。相談支援事業所と保育・教育現場の連携が進んできているが、家族が専門的な相談先を探さなければならない。本人の意思決定支援に基づき行う相談支援には、より多くの相談員が必要と感じる。支援困難ケースと言われるケースに関して、児相や、保健所等との更なる連携が必要。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	基幹相談支援センターを中心に、各関係機関との連携を図り事業所連絡会や各研修等の場も活用しながら総合的・専門的な相談支援を実施する。精神保健福祉士の配置については、今後も継続した配置を要求していく。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	④地域自立支援協議会の強化
主管課	(1)(2)福祉課

施策の内容(Plan)

(1)町地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関とネットワークの構築を図るとともに地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していく。

(2)町地域自立支援協議会に属するワーキンググループ等において、地域の相談支援体制の在り方や関係機関による連絡体制の構築及び困難事例への対応などについて検討する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)町地域自立支援協議会に寒川町差別解消支援地域協議会の機能を付加するなど、その時々の課題を協議する場としての役割を担っている。また、協議会委員を適宜見直し、必要な関係機関の協力を得ながら協議を進めている。

(2)相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討を毎年行っている。

(令和4年度)

(1)町地域自立支援協議会に寒川町差別解消支援地域協議会の機能を付加するなど、その時々の課題を協議する場としての役割を担っている。また、必要な関係機関の協力を得ながら協議を進めている。

(2)相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討を行った。令和4年度は、児童期支援ネットワークグループを立ち上げ、会議を2回行った。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

町地域自立支援協議会が、必要な関係機関の協力を得ながらその時々の課題を協議する場としての役割を担うことができた。

また、毎年相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討を行っているため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)

町地域自立支援協議会が、必要な関係機関の協力を得ながらその時々の課題を協議する場としての役割を担うことができたため。

また、毎年相談支援事業所や茅ヶ崎市保健所等の関係機関とケース検討のほか、児童期支援ネットワークグループを立ち上げ、会議を行うことなどができたため。

令和3年度の外部評価

概ね順調

評価
(C
h
e
c)

k

(参考:令和3年度)

地域生活支援拠点等(緊急ステイ事業)の整備は評価できるが、書面開催や対面会議の時間短縮で十分な意見交換ができなかつた。関係機関や当事者団体等、あれだけの多方面のメンバーが集まる場があることを心強く思う。また、傍聴も複数あり関心の高さを感じる。自立支援協議会のみでは、協議する時間が足りないように思う。ワーキンググループでの取り組みも必要。

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	オンラインでの会議が難しいこともあり、状況に応じて書面会議や会議時間を短縮した会議も行う。ワーキンググループについては、今期は児童期支援ネットワークワーキンググループを設置する。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	⑤障がい福祉サービスの充実
主管課	(1) (2) (3) (4) (5) (6) 福祉課
施策の内容(Plan)	
(1) 障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した暮らしが送れるよう、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図る。	
(2) 医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用する事が難しい場合や緊急にサービスを利用する必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる障がい福祉サービス拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置する。	
(3) 難病患者について、障がい福祉サービス等の対象となっているところですが、一層の制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努める。	
(4) 相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できるよう利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努める。	
(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、適切な支援ができるよう、神奈川県が実施する研修について、各事業所に情報提供するなどの働きかけを行う。	
(6) アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、当事者団体を活用した回復支援や普及啓発が重要であることから、当事者団体の情報について提供するとともに、茅ヶ崎市保健所で実施する「アルコール教室」を紹介するなど、地域における様々な関係機関と連携し、依存症である人及びその家族を支援する。	
進捗状況(Do)	

(令和3年度)

(1) 令和2年度は10月に基幹相談支援センターを開設した。また、地域生活支援拠点等整備事業として緊急ステイ事業を開始した。

(2) 障がい福祉サービス等地域拠点事業所配置事業を平成24年度から実施。

令和3年度

利用実績は延べ15名、95日間(登録者数:1名)

(3) 年1回発行している寒川町障がい福祉ガイドブック内において、対象となる難病一覧及びサービスの種類等を掲載し周知を図り、サービスの確保に努めている。

(4) 平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住いの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。

(5) 令和3年度においては、コロナウイルス感染症の関係で多くの研修が未実施となったが、今後も必要に応じ研修等の情報提供を継続していく。

(6) 相談内容に応じ、当事者団体及びアルコール教室等の情報提供などを行った。

(令和4年度)

(1) 地域生活支援拠点等整備事業として緊急ステイ事業を実施した。また、令和4年度新たに、緊急一時支援事業所1箇所登録を行った。

(2) 障がい福祉サービス等地域拠点事業所配置事業を平成24年度から実施。

令和4年度、 利用実績は延べ28名、107日間(登録者数:2名)

(3) 年1回発行している寒川町障がい福祉ガイドブック内において、対象となる難病一覧及びサービスの種類等を掲載し周知を図り、サービスの確保に努めている。

(4) 平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住いの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。

(5) 令和3~4年度においては、コロナウイルス感染症の関係で多くの研修が未実施となったが、今後も必要に応じ研修等の情報提供を継続していく。

(6) 相談内容に応じ、当事者団体及び酒害相談員によるアルコール個別相談等の情報提供などを茅ヶ崎保健所と連携し、行った。

評価（）	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 基幹相談支援センター開設の他、緊急ステイ事業の開始など概ね順調に進めることができたため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 基幹相談支援センター事業の他、緊急ステイ事業の実施など概ね順調に進めることができたため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調

C (参考:令和3年度)
h 「基幹相談支援センター」開設と「緊急ステイ事業」の開始は評価できる。基幹相談支援センターの設置により緊急時の受け入れ、見守り等、相談支援体制が強化され、包括的な課題の抽出がされるようになってきた。障がい特性によっては、まだサービスが利用しづらかったり、必ずしも資源が充実しているとは言いかたい部分もある。放課後デイサービス事業所が少なく、他市町村を利用する場合に送迎の有無に左右されてしまうことが多い。相談支援専門員が計画相談と委託相談の両方を担って業務過重となっている。

e

c

k

)

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性

継続

取組内容

「施策の内容」にあるものの他、「緊急ステイ事業」については周知に努めていく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性

取組内容

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	⑥地域生活支援事業の充実
主管課	(1)(2)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1)相談支援事業所については、今後想定される障がい者手帳所持者の増加に合わせて、適切な相談支援体制の整備に努める。
- (2)その他の地域生活支援事業(相談支援事業以外)については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)相談支援事業所を中心に、ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図っている。また、福祉課職員が相談従事者初任者研修へ参加するなど、資質の向上にも努めている。

(2)実施計画にあたる「第5期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めるとともに、サービスの支給決定等にあっては、利用者の現状を踏まえ、必要なサービス量の決定に努めた。
なお、町が指定する地域生活支援登録事業者数は、次のとおりである。

令和3年度 58件(うち、新規3件)

(令和4年度)

(1)相談支援事業所を中心に、ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図っている。また、福祉課職員が相談従事者初任者研修へ参加するなど、資質の向上にも努めている。令和4年度は、相談支援事業所の相談員等に対し、町精神保健福祉士による勉強会を5回実施した。また、町職員による虐待防止に関する研修も実施した。

(2)実施計画にあたる「第5期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めるとともに、サービスの支給決定等にあっては、利用者の現状を踏まえ、必要なサービス量の決定に努めた。
なお、町が指定する地域生活支援登録事業者数は、次のとおりである。

令和4年度 60件(うち、新規4件)

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

地域生活支援事業の充実について、相談支援事業所を中心に的確な相談と援助を図っており、また利用者の現状を踏まえたサービスの支給決定に努めているため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)

地域生活支援事業の充実について、相談支援事業所を中心に的確な相談と援助を図っており、また利用者の現状を踏まえたサービスの支給決定に努めているため。

評
価
(一)

C h e c k ↙	令和3年度の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 地域生活支援事業のサービスの利用については、利用者のニーズに沿っていると思うが、障がい種別により差異がある。町内に事業所が少ないため、町外の事業所を利用しなければならない場合もある。委託相談における支援対象者が年々多岐に渡り増加傾向にもあるので、充実のあり方について継続して協議していく必要がある。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		(令和3・4年度の2年間)
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性	継続	
取組内容	引き続き適切な相談支援体制の整備に努める。次期の「障がい福祉計画」においてもサービスの見込量を位置づけて確保するとともに、支給決定等では必要なサービス量の決定に努める。	
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)		
方向性		
取組内容		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	2. 地域におけるサービスの充実
施策分野	2. 生活支援
具体的な施策	⑦スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実
主管課	(1)福祉課／(2)(3)福祉課・教育政策課(寒川総合図書館)

施策の内容(Plan)

- (1)スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進する。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図る。
- (2)町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者が参加できるよう、環境整備に努める。また、障がいのある人がスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し支援する。
- (3)寒川総合図書館と連携し、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1)全国または県の障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦等の参加者を募るとともに、希望する参加者の送迎を行った。手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の講演会等事業にも派遣、情報保障を図った。
- (2)卓球教室を継続的に開催している。シンコースポーツ寒川アリーナ多目的室で、茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会と協力し、世界自閉症啓発デーに合わせ、バリアフリー映画会を実施した。
また、11月21日にバリアフリー映画会を実施し、障がい者のある方、付き添いの方を対象に10人の参加があった。
- (3)大活字本や音声読み上げ器の貸出を行った。

(令和4年度)

- (1)全国または県の障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦等の参加者を募るとともに、希望する参加者の送迎を行った。手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の講演会等事業にも派遣、情報保障を図った。
- (2)茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会が主催するバリアフリー上映会を後援した他、11月から障害者週間にかかる12月にかけて、寒川総合図書館において、障害のある方の生活の一部である事業所の紹介や、地域活動支援センターFとスタジオトネリコと茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の作品展示と、災害時避難所での生活を想定できる展示、障がいの種別ごとに書籍を紹介する企画展示を実施した。
また、R5.4月に役場本庁舎入口にて開催した「展示即売会」の企画・準備を寒川町事業所連絡会とともに行った。
- (3)大活字本や音声読み上げ器の貸出を行った。

令和3年度の内部評価

やや遅れている

評価 (C h e c k)	(参考:令和3年度) 障がい者の参加支援に関する取り組みは概ね順調に進められたが、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるが、障がい者が参加できる文化活動やイベントの少なさが指摘されているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 障がい者の参加支援に関する取り組みは概ね順調に進められた。障害者週間にかけての、事業所の紹介、差別解消地域協議会の企画展示は、県の「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネル等の展示を併せて行い、障がい者が参加できる文化活動やイベント実施に努めた。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
(参考:令和3年度) 新型コロナウイルス感染症にて、スポーツ文化活動が制限された。その中でも必要な取り組みは行ってい る。社協の「ふれあい・いきいきサロン(障がい児者)」は、コロナ対策をしながら開催、ボウリングやフラワー アレンジメントなど、プログラムも様々で好評を得ている。今後は、コロナ禍の状況下でも実施出来る企画が必 要。サービス利用のない方には情報が届きにくい。スポーツレクリエーション文化活動は同じ人達が継続して いる。それ以外の人達が参加しやすいイベント、活動等の企画が必要。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性	継続	
取組内容	引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しながらイベントの検討を行う。差別解消地域協議会の企画展示は、今年度は県の「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネル等の展示を併せて行う。	
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)		
方向性		
取組内容		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	①多様な住まいの確保
主管課	(1)(2)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行う。
- (2) 障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 新規グループホームの相談があった段階から、新規設置に対する備品購入費の一部助成について説明を行い、申請のための調整・指導を行った。(相談3件)
- (2) 住宅設備改修助成事業については介護保険にて助成が出る場合もあるため、連携を密にしながら事業を継続して行った。(2件)

(令和4年度)

- (1) 新規グループホームの相談があった段階から、新規設置に対する備品購入費の一部助成について説明を行い、申請のための調整・指導を行った。(相談2件)
- (2) 住宅設備改修助成事業については介護保険にて助成が出る場合もあるため、連携を密にしながら事業を継続して行った。(2件)

評価 (C h)	令和3年度の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3年度) グループホームについては、入居ニーズが高い中不足している状況のため。 令和4年2月に町内に新たなグループホームが開設しているが、日中支援型のグループホームはなく、入居ニーズに対応しきれていないため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3・4年度の2年間) 近隣市への入居等を含めるとグループホームに関するニーズにある程度対応できているが、町内に日中支援型のグループホームはなく、入居ニーズに対応しきれていない部分があるため。	
	令和3年度の外部評価	やや遅れている

e
c
k
(参考:令和3年度)
町内にグループホームが少なく、重度障がい者対応や日中支援型のグループホームがない。強度行動障がいの方等、支援の専門性を要する方が利用できるグループホームは少ない。グループホームは入居者同士の関係性なども含めて満足度が決まると思うので、数を増やせばよいとも言い切れない。居住サポート事業の取り組みが進捗状況の中から読み取れない。

令和3・4年度の2年間の外部評価	
(令和3・4年度の2年間)	

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	グループホームの新規設置に対する備品購入費の助成を含め各種制度の周知を行っていく。 住宅設備改修助成について高齢介護課と引き続き連携していく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	②移動・公共機関等のバリアフリー化の推進
主管課	(1)各課／(2)町民安全課・福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレの整備を推進するなど、バリアフリー化に努める。
- (2) 音響信号の設置については、茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていく。また、障がいのある人の地域生活の安全を図るために、町内の危険箇所の点検を継続的に実施していく。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 新設された施設はなかったが、今後も新たな施設の設置にあたってはバリアフリー化に努める。
- (2) 毎年行っている危険箇所点検では、障がいのある人を含めた町民全体の地域生活の安全の視点により点検を実施した。

(令和4年度)

- (1) 新設された施設はなかったが、今後も新たな施設の設置にあたってはバリアフリー化に努める。
また、令和4年度においては、寒川総合図書館から寒川駅までの歩道区域に点字ブロックを4箇所設置した。
- (2) 令和3年度、令和4年度共に毎年行っている危険箇所点検では、障がいのある人を含めた町民全体の地域生活の安全の視点により点検を実施した。

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 令和3年度に新設した施設等はないが、障がい者団体等の要望に応じた対応は行えているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 障がい者団体等の要望に応じた対応は行えているため。	
(参考:令和3年度) 既存の公共施設のトイレの洋式化が進んできている。音響信号はその箇所ごとに優先度もあると思うので、設置が順次進むと良い。社協の「福祉有償運送事業」では公共交通機関を利用することができない方を対象に病院や福祉施設等への送迎をボランティアの協力で行っている。	令和3年度の外部評価	概ね順調

	令和3・4年度の2年間の外部評価	
	(令和3・4年度の2年間)	
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性		継続
取組内容	新たな施設の設置ではバリアフリー化に努める。今後も危険箇所点検等により地域生活の安全を確保していく。	
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)		
方向性		
取組内容		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	③災害時の障がい者支援体制の整備
主管課	(1)町民安全課／(2)福祉課

施策の内容(Plan)

(1) 災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進する。発災時には、各避難所に福祉スペースを設けるほか、障がい者施設等と避難施設としての使用に関する協定を4施設と結んでいますが、更なる締結に向けて、関係機関との協議に努めていく。

(2)「寒川町避難行動要支援者きずなプラン(避難支援全体計画)」に基づき作成した災害時に支援が必要な要支援者の名簿について、定期的な更新を行い、支援関係者との情報共有を図るとともに、災害発生時には「避難行動要支援者支援マニュアル」等を活用し、障がいのある人等に対して、地域住民が迅速に情報提供や適切な避難・救助を含めた支援を行うことができる体制の確立を目指す。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 寒川町地域防災計画改定に伴い、52箇所の要配慮者利用施設を指定し、当該施設に対して避難確保計画の作成及び訓練実施報告書提出を促した。

(2) 要支援者の名簿について、毎年新規対象者へ勧奨通知を発送し新規登録を行っている。93名を新規登録し、あわせて関係機関との情報共有を図った。

(令和4年度)

(1) 茅ヶ崎支援学校(旧茅ヶ崎養護学校)の防災訓練に参加し、発災時の受け入れ等に関する問い合わせを行った。

(2) 要支援者の名簿について、毎年新規対象者へ勧奨通知を発送し新規登録を行っている。127名を新規登録し、あわせて関係機関との情報共有を図った。令和4年12月よりmcA無線を取り入れ、空と海・湘南鬼瓦・茅ヶ崎支援学校(旧茅ヶ崎養護学校)と災害時を想定した伝達訓練を毎月実施した。

令和3年度の内部評価

やや遅れている

(参考:令和3年度)

避難確保計画及び訓練実施報告書は未提出の要配慮者利用施設もある他、要支援者の名簿については未登録者に対する対応が課題としてあるため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

やや遅れている

(令和3・4年度の2年間)

避難確保計画によるmcA無線の伝達訓練を導入したが、要支援者の名簿については未登録者に対する対応が課題としてあるため。

令和3年度の外部評価

やや遅れている

評価

(参考:令和3年度)

避難所に福祉スペースがあることを知らない人が多い。避難所の「福祉スペース」に留まれなかつたり、避難所から2次避難所(福祉避難所)に移動する事が難しい障がい者がいる。社協ボランティアセンターが開催した「ボランティア学びあい講座(ボランティア講座)」で、「避難所と障がい者」というテーマで話してもらった。やはり障がいのある人の身近にいるご近所の人や避難所で一緒になる地域住民の人に理解を深めてもらうことは、何よりの災害対策になる。災害時の実際の行動がスムーズに行える様に、各機関(特に自治会)の連携を図り、体制を整備する必要がある。要支援者名簿の新規対象者に毎年勧奨通知を行っている他、要配慮者利用施設についても避難確保計画の作成及び訓練実施報告書の提出を促している。要支援者の名簿を作成していることを知らないケースもある。避難行動要支援者きずなプランと、計画相談が連携していくとさらに効果があると感じている。

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性

重点化

取組内容

新たな施設等と引き続き災害時の協定の締結を進めていくとともに、きずなプランや福祉スペースに関する周知の他、要支援者名簿の新規登録や関係機関との情報共有を図っていく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性

取組内容

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	④災害への備えの強化
主管課	(1)福祉課／(2)市民安全課・福祉課／(3)市民安全課

施策の内容(Plan)

- (1) 災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努める。
- (2) 総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援する。
- (3) いざというときにあわてることがないよう、避難に備えた行動をあらかじめ決めてマイ・タイムラインの作成について啓発を進める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 福祉マップについて、広域避難所を記すとともに、各事業所等の登録内容を確認し、随時更新している。マップは、窓口配布の他、寒川町障がい福祉ガイドブックや町ホームページに掲載している。
- (2) 新型コロナの影響で総合防災訓練は中止となったため、今後訓練を実施する際には積極的に参加していくだけるよう配慮する。
- (3) 旭が丘中学校避難所開設訓練において、自主防災組織等にマイ・タイムライン作成方法の説明を行った。

(令和4年度)

- (1) 福祉マップについて、広域避難所を記すとともに、各事業所等の登録内容を確認し、随時更新している。マップは、窓口配布の他、寒川町障がい福祉ガイドブックや町ホームページに掲載している。
- (2) 新型コロナの影響で総合防災訓練は中止となったため、今後訓練を実施する際には積極的に参加していくだけるよう配慮する。
- (3) 旭小学校避難所開設訓練において、自主防災組織等にマイ・タイムライン作成方法の説明を行ったほか、各種講座においてもマイ・タイムラインの説明を実施した。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

総合防災訓練は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となつたが、それ以外の本施策の取り組み内容は概ね順調に進んだため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)

令和3年度に引き続き、総合防災訓練は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となつたが、それ以外の本施策の取り組み内容は概ね順調に進んだため。

令和3年度の外部評価

概ね順調

評価
C

h
e
c
k
)

(参考:令和3年度)

総合防災訓練は中止となったが、「防災講演会」の配信や「マイ・タイムライン」の周知があった。ボランティアによってハザードマップの音声版が作成された(視覚障がいの方からの情報)。要支援者がいる家庭や施設を、近隣に知つてもらうことが大切。障がいのある人の総合防災訓練等への参加を進めるためには、地域住民への理解促進も必要。総合防災訓練で身体障がいの方や車イスの方を見かけないが、災害時に避難できるだろうか。マイ・タイムラインの作成は、障がい者だけでは情報が少なく難しい。

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性

継続

取組内容

福祉マップを随時更新し周知していくなど、災害への備えの強化を図っていく。コロナ禍で総合防災訓練の実施が難しい中でも、マイ・タイムラインの周知・啓発や避難所開設訓練の他オンラインでの防災講演会は実施していく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性

取組内容

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	⑤緊急時・災害時の情報提供の充実
主管課	(1)町民安全課・福祉課／(2)町民安全課／(3)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1)聴覚障がいのある人を対象に、スマートフォン等を利用して素早く119番通報ができるNET119や警察官と文字による対話で110番通報ができるファックス110番・メール110番の周知を図る。
- (2)防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールで配信する。
- (3)障がいのある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行う。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1)神奈川県警が独自開発して運用していた「メール110番システム」は、警察庁が新たに開発し全国一斉導入した「110番アプリシステム」に変わりました(メール110番システムは令和2年3月末をもって運用停止。「FAX110番」と併せて「寒川町障がい福祉ガイドブック2020」掲載にて周知)。
「NET119」については茅ヶ崎市の広報紙やホームページなどで、また、寒川町においてもホームページで、広報活動を実施し周知を行った。
令和3年度新規登録者1名。平成27年度から34名が登録。

(2)防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールやLINEで配信した。

(3)緊急キットを必要とする方からの申請後、民生委員が直接訪問し、状況の確認のうえ、キットを配付している。
(配布数 21件)

(令和4年度)

(1)「110番アプリシステム」「FAX110番」を「寒川町障がい福祉ガイドブック2020」掲載にて周知)。
「NET119」については茅ヶ崎市の広報紙やホームページなどで、また、寒川町においてもホームページで、広報活動を実施し周知を行った。
平成27年度から34名が登録。

(2)防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールやLINEで配信した。

(3)緊急キットを必要とする方からの申請後、民生委員が直接訪問し、状況の確認のうえ、キットを配付している。
(配布数 15件)

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

「110番アプリシステム」、町のお知らせメール配信、緊急キットの配付、いずれの取り組みについても概ね順調に進んでいるため。

評価 (C h e c k)	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 「110番アプリシステム」、町のお知らせメール配信、緊急キットの配付、いずれの取り組みについても概ね順調に進んでいるため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) メール配信、緊急キット配布が進んでいる。社協では、災害時にボランティアセンターのツイッターやLINEも活用しながら情報発信をする。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	「110番アプリシステム」、緊急キットの配付の他、継続して緊急時・災害時の情報提供の充実を図り周知していく。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	3. 安心して暮らせるまちづくり
施策分野	3. 生活環境
具体的な施策	⑥見守り体制の充実
主管課	(1)(2)福祉課／(3)福祉課・高齢介護課

施策の内容(Plan)

- (1) 障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体(民生委員・児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等)の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図る。
- (2) 一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進する。
- (3) 障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOSネットワーク事業をホームページや広報誌、障がい福祉ガイドブックへの掲載やパンフレットの配布を行い、事業の周知を図る。

進捗状況(Do)

(令和3年度、令和4年度共に)

- (1) 民生委員が障がいのある方の家に定期的に訪問を継続的にするなど見守り活動を行った。平成24年度に町内の信用金庫と地域の見守りに関する協定を締結し、見守り体制づくりを行っている。
- (2) 寒川町ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システム事業を継続実施した。
※令和元年6月以降の利用なし。
- (3) SOSネットワーク事業をホームページや高齢者ガイドへの掲載を行い、事業の周知を図った。
登録者数 18人(令和4年度末 65歳未満で障がいのある方。なお、登録者数は令和3年度から変更なし)

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システムの利用者はないものの、民生委員による定期訪問等については、概ね順調に進めているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) ひとり暮らし在宅重度障害者緊急通報システムの利用者はないものの、民生委員による定期訪問等については、概ね順調に進めているため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) SOSネットワーク等は大分周知されていると思う。社協のフードバンクさむかわを通じ、社協とのつながりを継続できている障がい者がいる。民生委員から必要時に情報をいただく事が出来ていると思うが、民生委員とつながりがない人も多い。自治会加入者が減り、地域の繋がりが薄れてきている。一人暮らしで定期的な見守りが必要な障がいのある人に対して、相談支援事業所と地域の方々の連携が希薄。	

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)	
方向性	継続
取組内容	自立支援協議会、社会福祉協議会、自治会、民生委員、相談支援事業所、教育機関等の連携の強化を進める。SOSネットワーク事業の周知をしていく。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	4. 教育・育成
具体的な施策	①障がいのある子どもの保育・療育・教育体制の充実
主管課	(1)子育て支援課・学校教育課／(2)子育て支援課・福祉課／(3)福祉課

施策の内容(Plan)

(1)一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある子どもの成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供、保育園や幼稚園、特別支援学校等との連携を図るとともに、発達や発育の遅れに心配のある子どもやその家族を具体的な支援につなげるため、保育、母子保健、療育機関等と連携した相談支援の体制づくりにより、一貫した支援等が受けられるよう努めていく。

(2)発達障がいに対しては、専門的な機関と連携を図りながら、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害等、障がいの早期発見に努めるとともに、発達障害者地域支援マネージャーの活用や神奈川県発達障害支援センター「かながわA」と連携することで、適切な助言や指導が行えるよう努めいく。

(3)一人ひとりの障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図る。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)乳幼児の健診などにより、発達の心配が疑われる子どもに対して母子保健コーディネーターや保健師、助産師による相談を通して、保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して子どもの健やかな成長発達を促している。

また、子育て支援課や保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して情報共有を行い、障害のある子どもの就学相談を行っている。

(2)乳幼児期の健診などで発達が心配な子どもとして把握し、フォローワー体制を整えつつ、遊びの広場や児童発達支援を活用しながら、子育て支援センター、保育園、幼稚園、児童委員など地域で連携して子どもとその家族も支援できるよう支援体制をとっている。就学後からは教育研究室とも連携してそれぞれの特性に合った進路を本人の意思を尊重しつつ、よりよい支援へつなげるため「かながわA」など、より専門的な機関とも連携している。また、子育て支援課の子育て支援専門員や総合療育相談センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。

(3)毎年、茅ヶ崎養護学校と連携し、生徒及び保護者に対して進路説明会を行い、町福祉課職員が卒業後の障がい福祉サービスの概要について情報提供を行っている。

(令和4年度)

(1) 乳幼児の健診などにより、発達の心配が疑われる子どもに対して母子保健コーディネーターや保健師、助産師による相談を通して、保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して子どもの健やかな成長発達を促している。

また、子育て支援課や保育園や幼稚園、児童発達支援などと連携して情報共有を行い、障害のある子どもの就学相談を行っている。

(2) 乳幼児期の健診などで発達が心配な子どもとして把握し、フォローアップ体制を整えつつ、遊びの広場や児童発達支援を活用しながら、子育て支援センター、保育園、幼稚園、児童委員など地域で連携して子どもとその家族も支援できるよう支援体制をとっている。就学後からは教育研究室とも連携してそれぞれの特性に合った進路を本人の意思を尊重しつつ、よりよい支援へつなげるため「かながわA」など、より専門的な機関とも連携している。また、子育て支援課の子育て支援専門員や総合療育相談センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。

(3) 毎年、茅ヶ崎支援学校(旧茅ヶ崎養護学校)と連携し、生徒及び保護者に対して進路説明会を行い、町福祉課職員が卒業後の障がい福祉サービスの概要について情報提供を行っている。また、各支援学校(旧養護学校)からの依頼により、移行支援会議等にも参加している。

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	発達が心配な子どもとその家族も支援できる支援体制や、より専門的な機関との連携。 また、早期療育の実現や、茅ヶ崎養護学校と連携した進路説明会など、各取り組みは概ね順調であるため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 発達が心配な子どもとその家族も支援できる支援体制や、より専門的な機関との連携。 また、早期療育の実現や、茅ヶ崎養護学校と連携した進路説明会など、各取り組みは概ね順調であるため。	
	令和3年度の外部評価 (参考:令和3年度) 子どもの今後に不安を抱えている保護者に、ライフステージに沿った情報をライフステージの節目ごとに町から個別に伝える支援が必要。地域の小学生の障がい者などはよい交流を受けられている様に思える。子育て分野や教育分野との連携が生まれている。子どもの育ちには障がいの有無に関わらず、多角的にサポートする必要があり、特に教育機関との連携がさらに必要と感じる。	概ね順調
	令和3・4年度の2年間の外部評価 (令和3・4年度の2年間)	
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性		継続

取組内容	引き続き、発達の心配が疑われる子どもに対して、関係機関等と連携して教育支援を強化していく。就学後も特性に合った進路を本人の意思を尊重しつつ専門的機関等とも連携して支援に繋げていく。また、児童期における支援ネットワークの構築について自立支援協議会でワーキンググループを設置し検討していく。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	4. 教育・育成
具体的な施策	②障がい児等及び家族等への支援の充実
主管課	(1)福祉課・子育て支援課／(2)福祉課

施策の内容(Plan)

(1)保育園等の一般的な子育て支援施設において障がい児の受け入れを進めるために、障がい児支援施設や事業所等が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりとして、保育所等訪問支援及び保育士支援事業を実施する。

(2)障がいのある子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援として、ペアレントトレーニング等の実施に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)園からの要望に応じて、相談支援事業所による保育所訪問支援を実施している。

また、保育所等訪問支援や保育士支援事業などを通じて、保育所等の保育士がアドバイスを受けながら日々障がい児の保育を行っている。

(2)かながわA等の関係機関と連携し、ペアレントトレーニングを実施した。

令和3年度実績:4回(2回×2コース)

(令和4年度)

(1)園からの要望に応じて、相談支援事業所による保育所訪問支援を実施している。

また、保育所等訪問支援や保育士支援事業などを通じて、保育所等の保育士がアドバイスを受けながら日々障がい児の保育を行っている。

(2)かながわA等の関係機関と連携し、ペアレントトレーニングを実施した。

令和4年度実績:10回(全10回コース)

評価 (C h)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 保育士による日々の保育の他、ペアレントトレーニングについても実施し、取り組みについて概ね順調に進めたため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 保育士による日々の保育の他、ペアレントトレーニングについても実施し、取り組みについて概ね順調に進めたため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調

(参考:令和3年度)

自立支援協議会でペアレントトレーニングや保育所訪問支援の実施報告があり、効果があった事も報告された。今後も有効性を周知して利用を促進する事が必要。社協の「ふれあい・いきいきサロン(障がい児者)」は、コロナ対策をしながら開催、プログラムも様々で好評を得ている。社協の「障がい児者紙おむつ代助成」は障がいのある方を介護しているご家族の支援として行っている。保育園などと連携した家族支援が行われている。

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	保育所訪問支援や保育士支援事業を継続していく。ペアレントトレーニングは4年度も募集を開始したところで、10回実施予定。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	4. 教育・育成
具体的な施策	③障がい児通所支援等福祉サービスの充実
主管課	(1)子育て支援課・福祉課／(2)(3)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1)就学前の発達が心配な子どもに対して、基本的生活習慣の習得や、学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導や支援を行う児童発達支援について、適切なサービス量が確保できるように努め、児童発達支援センター機能について、広域的な設置も含め検討していく。
- (2)就学後の障がいのある子どもにコミュニケーションの方法や生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスの利用促進に努める。また、支援が途切れないよう夏休みをはじめとした長期休暇時もサービスを実施する。
- (3)相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めた障がい児支援利用計画を適切に作成できるように支援する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1)町内に民間の児童発達支援事業所が開設し、従来からの町営の児童発達支援事業所であるひまわり教室と合わせて、一定のサービス量の確保に繋がっている。
また、保育所等訪問事業等の現在不足している児童発達支援センター機能について、代替え事業を実施しながら、今後も検討を進めていく。
- (2)就学児を対象とした放課後等デイサービスを提供する町内の登録事業所の増減はあったものの、最終的に1件の増となっており、町外の事業所利用などを含めると、概ね必要量を支給できているものと考える。
- (3)相談支援専門員資格取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。(相談従事者初任者研修受講者:令和3年度 1人)

(令和4年度)

- (1)町内に民間の児童発達支援事業所が開設し、従来からの町営の児童発達支援事業所であるひまわり教室と合わせて、一定のサービス量の確保に繋がっている。
また、保育所等訪問事業等の現在不足している児童発達支援センター機能について、代替え事業を実施しながら、今後も検討を進めていく。
- (2)就学児を対象とした放課後等のデイサービスを提供については、町外の事業所利用などを含めると、概ね必要量を支給できているものと考える。
- (3)相談支援専門員資格取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。(相談従事者初任者研修受講者:令和4年度1人)

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

児童発達支援センターの設置はできていないものの、保育園等の訪問支援などを実施しセンター機能の一部を補った。また、相談支援専門員資格取得研修の周知を行った。さらに、障がい児通所支援等福祉サービスについては概ねニーズに合わせた支給ができている状態であるため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)

児童発達支援センターの設置はできていないものの、保育園等の訪問支援などを実施しセンター機能の一部を補った。また、相談支援専門員資格取得研修の周知を行った。さらに、障がい児通所支援等福祉サービスについては概ねニーズに合わせた支給ができている状態であるため。

令和3年度の外部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

放課後等デイサービスの事業所数自体はある程度充実している。相談支援専門員の資格取得について、社協でも現在1名が資格を継続している。児童発達支援センター機能を町内に確立していくに際し、子育て支援課との協議を活性化していくことが必要。障がい特性に合った事業所が不足している。

令和3・4年度の2年間の外部評価

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性

継続

取組内容

引き続き障がい児の特性に応じた支援の充実や、放課後等デイサービスの提供等の必要量確保に努める。県の研修を各事業所に周知していく。また、児童期における支援ネットワークの構築について自立支援協議会でワーキンググループを設置し検討していく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性

取組内容

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり	
施策分野	4. 教育・育成	
具体的な施策	④交流教育の推進	
主管課	(1)学校教育課	
施策の内容(Plan)		
(1)町内の小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進する。		
進捗状況(Do)		
(令和3年度) (1)特別支援学級と通常学級で交流学習(本人の得意な教科、算数・理科・音楽・体育等)や給食や清掃活動や部活動等で交流を進めている。また、例年小学校では総合的な学習において社会福祉協議会と連携した車イス体験やアイマスク体験、手話や点字についての学習等を実施しているが、令和3年度も新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。聴覚障害者協会と連携した手話の授業については、小学校1校で実施しました。		
(令和4年度) (1)令和4年度も新型コロナウイルスの影響を受けたが、各学校で感染症対策等の工夫を凝らし、点字、手話、車いす体験(車いすバスケ)、ユニバーサルダンス、健常者の目の見えない方への誘導体験、目の見えない方の講話等を行った。		
評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校での車イス体験やアイマスク体験は実施できなかつたものの、3年度も交流学習や給食や清掃活動や部活動等での交流を進めたため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、各学校で工夫を凝らした取り組みを行い、理解の促進を行った。	
令和3年度の外部評価	令和3年度の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 視覚障害者福祉協会は、令和3年11月に小谷小学校で講話を行った。障がい等を理解するための福祉を育む学びの場づくりは、町内の小中学校で実施している。指導役には町内の障がい当事者団体やボランティアグループが関わって下さっている。学校での学び題材に、福祉作文を書いてくれる児童・生徒も多く、学びのつながり、定着を生んでいる。特別支援学校在籍の児童生徒が居住学区の学校の活動に参加する居住地交流も積極的に進めて欲しい。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	新型コロナウイルス感染症の拡大状況も鑑みつつ、継続的な交流の機会創出に努めていく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	5. 保健・医療
具体的な施策	①母子保健の充実
主管課	(1) (2) (3) 子育て支援課

施策の内容(Plan)

- (1) 障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等、保護者の育児不安の解消を図る。
- (2) 保健師等による「育児相談」や公認心理師による「子どもの発達相談」を実施し、特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育、福祉サービス等につなげられるよう関係機関との連携を強化する。
- (3) 障がいのある子ども(発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む)に対し、適切な療育相談を行うことができるよう、医療やその他の関係機関との連携を強化し、相談・指導の充実に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 健診後、発達の状況などにより、育児相談、心理相談、家庭訪問、親子支援の教室「あそびの広場」、ひまわり教室等の療育へつなげる等の継続支援を行った。
- (2) 令和3年度は、「育児相談」を年間22回、「子どもの発達相談」を年間36回実施。個別の状況に応じて、医療機関や児童発達支援事業所等と連携して支援を行った。ケース会議も連携を深める場となっている。
- (3) 公認心理師や保健師が専門機関と連携し相談に対応している。児童発達支援事業所、相談支援事業所や総合療育センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。

(令和4年度)

- (1) 健診後、発達の状況などにより、育児相談、心理相談、家庭訪問、親子支援の教室「あそびの広場」、ひまわり教室等の療育へつなげる等の継続支援を行った。
- (2) 令和4年度は、「育児相談」を年間24回、「子どもの発達相談」を年間60回実施。個別の状況に応じて、医療機関や児童発達支援事業所等と連携して支援を行った。ケース会議も連携を深める場となっている。
- (3) 公認心理師や保健師が専門機関と連携し相談に対応している。児童発達支援事業所、相談支援事業所や総合療育センター等と連携を図り、発達障害等の早期発見や家族の障がい受容を促し、早期療育の実現に努めている。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

新型コロナウイルス感染症の影響下でも、各支援の継続や早期療育の実現など、本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調であったため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

評価 (C h e c k)	(令和3・4年度の2年間) 新型コロナウイルス感染症の影響下でも、各支援の継続や早期療育の実現など、本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調であったため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 障がいに関する早期療育にはその後の成長に合わせて支援が関連づくと思うので、取り組みは順調だと思う。子育て支援課との連携で早期発見の機会が増えている。定期健診や発達相談の効果により障がいの早期発見につながっていると感じているが、検診や相談を機に相談支援事業所につながる方はほぼなく、相談支援との連携がさらに必要であると感じている。育児相談、発達相談など支援を行っているが、障がいを的確に診断し、医学的にアドバイスができる専門医が町内にいない。	
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性	継続	
取組内容	障がいの早期発見、早期療育へつなげる取り組みを関係機関等と連携しながら継続していく。	
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)		
方向性		
取組内容		

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	5. 保健・医療
具体的な施策	②健康づくりの充実
主管課	(1) 健康づくり課／(2) 健康づくり課・町民安全課・福祉課

施策の内容(Plan)

(1) 健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めるとともに、疾病を予防するための知識や健康管理に関する情報の普及を促進するため、広報等による継続的な情報提供や予防に向けた普及啓発に努める。

(2) 在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようにするための支援策として、茅ヶ崎市保健所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していく。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 令和3年度は、例年同様に成人の健康診査(3回)、生活保護受給者対象の健康診査(6～10月)、特定健康診査(6月～8月、2月)、高齢者健康診査(9月～11月)、成人歯科健康診査(6～11月)、がん施設検診(4～2月)、がん集団検診(7回)、健康相談(通年)等を実施し、生活習慣病の予防等の普及啓発を行った。

なお、例年実施の健康づくり体操の日は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。

(2) 在宅医療介護連携推進事業において、医療介護連携推進部会等を通じ、茅ヶ崎市保健所や医療機関、関係機関と支援のあり方等について協議した。

また、ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等を検討した。

(令和4年度)

(1) 令和3～4年度は、例年同様に成人の健康診査(3回)、生活保護受給者対象の健康診査(6～10月)、特定健康診査(6月～8月、2月)、高齢者健康診査(9月～11月)、成人歯科健康診査(6～11月)、がん施設検診(4～2月)、がん集団検診(7回)、健康相談(通年)等を実施し、生活習慣病の予防等の普及啓発を行った。また、健康づくり体操の日は、令和4年度において22回実施した。

(2) 在宅医療介護連携推進事業において、医療介護連携推進部会等を通じ、茅ヶ崎市保健所や医療機関、関係機関と支援のあり方等について協議した。

また、ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有をしたり、支援方法等を検討した。

令和3年度の内部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

新型コロナウイルス感染症の影響により健康体操の日は実施できなかったものの、例年通り各健康診査、検診、健康相談を実施し、生活習慣病予防の普及啓発を行い、概ね順調に取り組みが進められたため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

概ね順調

評価
(C
h
e
c
k
)

(令和3・4年度の2年間)
新型コロナウイルス感染症の影響により健康体操の日は実施できなかったものの、例年通り各健康診査、検診、健康相談を実施し、生活習慣病予防の普及啓発を行い、概ね順調に取り組みが進められたため。

令和3年度の外部評価

概ね順調

(参考:令和3年度)

保健所など関係機関により普及啓発の取り組みがされている。在宅重度障がい者の支援にあたっては、より関係機関との連携の必要性を感じている。在宅重度障がいの方や、重度の精神障がいの方が適切に医療を受けられるようになるためには、訪問診療の充実が必要であると感じる。

令和3・4年度の2年間の外部評価

概ね順調

(令和3・4年度の2年間)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性

継続

取組内容

健康診査等の健康づくりへの取り組みを継続していくとともに、保健所や医療機関、関係機関と情報共有をしながら連携を図っていく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性

取組内容

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり	
施策分野	5. 保健・医療	
具体的な施策	③医療費の給付・助成	
主管課	(1)福祉課	
施策の内容(Plan)		
(1)自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図る。		
進捗状況(Do)		
(令和3年度) (1)新規手帳取得時や等級変更による再交付時等に、障害福祉ガイドブック等を用いて制度利用の周知や医療費助成に関する申請を促している。現状として、申請者全員に受給者証等を交付することが出来た。		
(令和4年度) (1)新規手帳取得時や等級変更による再交付時等に、障害福祉ガイドブック等を用いて制度利用の周知や医療費助成に関する申請を促している。現状として、申請者全員に受給者証等を交付した。		
評価 (Check)	令和3年度の内部評価	達成
	(参考:令和3年度) 申請者全員に受給者証等を交付することが出来ているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	達成
	(令和3・4年度の2年間) 申請者全員に受給者証等を交付することが出来ているため。	
	令和3年度の外部評価	達成
(参考:令和3年度) 申請者全員に交付できている。自立支援医療証の手続きにおいては、ケースによって相談支援事業所と福祉課と連携して情報共有できている。自立支援医療制度を知らない方の相談も稀にあり、直接窓口に来られない方への周知のあり方は継続的に検討していくことが必要。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性	継続	

取組内容	今後も、手帳取得者や変更等があった方に申請を促すとともに、全対象者への受給者証の交付に努める。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	4. 助け合い・支えあいのあるまちづくり
施策分野	5. 保健・医療
具体的な施策	④精神保健福祉施策の推進
主管課	(1) (2) (3) 福祉課
施策の内容(Plan)	
(1)精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎市保健所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図る。	
(2)専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努める。(再掲)	
(3)精神障がい者が、退院後も必要な医療を中断することなく、地域で安全安心な暮らしができるようにするための支援体制の充実に努める。	
進捗状況(Do)	
(令和3年度) (1)茅ヶ崎市保健所と連携して対象者宅への訪問を行うなど、柔軟に対応するとともに、必要に応じて嘱託医の訪問による、状態の確認を実施している。 茅ヶ崎市保健所実績 相談件数(延べ件数):令和3年度 199件 訪問件数(延べ件数):令和3年度 35件	
(2)平成29年度より南北に相談支援事業所を1箇所ずつ設置することにより、町内のどの地域にお住いの利用者でも相談しやすい体制の確保に努めている。さらに、令和元年5月から、福祉課に配置している精神保健福祉士を1名から2名に増員し令和4年1月からは勤務時間も開庁時間に合わせ延長するなど、相談体制の充実に努めている。	
(3)病院やその他支援機関と退院前ケース会議を実施し、退院後の生活に向けた準備を行うなどの支援を実施している。また、令和元年度から茅ヶ崎保健所が地域精神保健福祉協議会の下部組織として設置した地域移行ワーキンググループにより、ケースをとおして精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築について検討を進めている。	

(令和4年度)

(1)茅ヶ崎市保健所と連携して対象者宅への訪問を行うなど、柔軟に対応するとともに、必要に応じて嘱託医の訪問による、状態の確認を実施している。

茅ヶ崎市保健所実績

相談件数(延べ件数):令和4年度 149件

訪問件数(延べ件数):令和4年度 47件

(2)令和4年度からは、茅ヶ崎市保健所の精神保健担当を交流職員として受け入れを行い、精神保健福祉における相談支援体制等の充実を図った。また、相談支援事業所等および福祉課職員に対して、精神疾患の知識、関わり方について勉強会を開催しスキルアップを図った。相談支援事業所に対しては、虐待研修も実施した。

(3)医療機関から要請があった場合は、入院中からカンファレンスに参加し、退院後の生活に向けた支援の情報提供等を行い、必要な支援機関につなげる等の支援を行った。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(町が行うべき福祉部分)の検討の場の構築に向けて外部よりアドバイスをいただき、体制構築に向けて検討を行った。

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 茅ヶ崎市保健所と連携や相談支援体制の充実など、取り組みは概ね順調に進んでいるが、引き続き地域包括ケアシステム構築についての検討を進めていく必要があるため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 精神保健福祉について新たな取り組みを行い、地域における精神保健福祉の充実を図った。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(町の福祉部分)に向けた体制について、具体に検討を行ったため。	
令和3年度の外部評価		概ね順調
(参考:令和3年度) 保健所、相談支援事業所等の連携で「退院に向けてのガイドブック」の作成がされる等、障がい者の地域移行への取り組みがなされている。地域包括、地域移行、委託相談などが不十分。精神科病院や、精神科クリニック等、医療機関との連携がさらに必要だと感じる。家にとじこもっている人達の発掘と対応をどの様にするかも大切。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		
(令和3・4年度の2年間)		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	対象者宅への訪問など、引き続き茅ヶ崎市保健所と綿密に連携し相談支援体制を強化する。精神保健福祉士の配置については、今後も継続した配置を要求していく。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築について検討する。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	①就労相談窓口の充実
主管課	(1) (2) 福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図る。
- (2) 就労後の定着支援についても、湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図る。また、身近なところで就労に関する相談ができるような体制の確保に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。病状や能力等に応じ、湘南地域就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談を実施するとともに、その他就労系の事業所との連携を図っている。

(2) 公共職業安定所や湘南地域就労援助センターの協力により、町役場において、毎年6回の就労相談を実施した。

湘南地域就労援助センター登録者実績: 令和3年度 78件

(令和4年度)

(1) 公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。病状や能力等に応じ、湘南地域就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談を実施するとともに、その他就労系の事業所との連携を図っている。また、就職を希望する障がいのある人に対し、企業と直接話せる面接の機会を持っていただくため、ハローワーク藤沢と藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町の共催でミニ面接会を開催した。

(2) 公共職業安定所や湘南地域就労援助センターの協力により、町役場において、毎年6回の就労相談を実施した。

湘南地域就労援助センター登録者実績: 令和4年度 90件

評 価 (C he	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考: 令和3年度) 湘南地域就労援助センターの登録件数も年々増加しており、就労相談窓口の充実は概ね順調に進んでいくと判断できるため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
(令和3・4年度の2年間) 湘南地域就労援助センターの登録件数も年々増加しており、就労相談窓口の充実は概ね順調に進んでいくと判断できるため。		
令和3年度の外部評価		概ね順調

<p>c k)</p> <p>(参考:令和3年度) 就労援助センターの登録件数の増加から、相談窓口の周知が進んでいると考えられる。ケースによって、湘南地域就労援助センター等と連携して支援にあたっている。「ほっとすペーす」の役割を持つ社協では、障がいのある人の就労相談についての掲示物も行っている。</p>	<p>令和3・4年度の2年間の外部評価</p>
---	-------------------------

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	就労意欲を持つ障がいのある方が、能力に応じた職場に就労し定着できるよう、公共職業安定所や湘南地域就労援助センターと連携し就労相談に努める。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	②雇用啓発事業の充実
主管課	(1)産業振興課

施策の内容(Plan)

(1) 障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進する。

進捗状況(Do)

(1) 令和3年度、令和4年度共に「寒川町企業等の立地促進に関する条例」の適用措置を受けた企業において、新規雇用者毎に奨励金を交付している。新規雇用者が障がい者の場合には増額することで、障がい者雇用の促進を推進している。なお、産業振興課の企業訪問では、雇用状況の把握等を主に行っており、啓発までは行えていない。また、障がい者雇用促進啓発リーフレットを窓口に配架し、支援制度の周知を図った。

評価 (Check)	令和3年度の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3年度) 条例の適用を受けた企業で新規雇用者毎に奨励金を交付し、障がい者雇用の促進を推進しているが、企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発までは行えていため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3・4年度の2年間) 条例の適用を受けた企業で新規雇用者毎に奨励金を交付し、障がい者雇用の促進を推進しているが、企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発までは行えていため。	
	令和3年度の外部評価	やや遅れている
(参考:令和3年度) 企業での雇用への具体的なやり取りはできていない。障がい者雇用の促進のためには奨励金だけでなく、理解を深めることが必要だと思う。障がい者雇用は企業によっても様々な事情もあるようなので、これからも継続的な事柄となると思う。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	重点化
-----	-----

取組内容	産業振興課と福祉課が連携して、企業訪問の際等に障がい者理解と障がい者雇用に関する啓発に努める。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進	
施策分野	6. 雇用・就労	
具体的な施策	③官公需における受注機会の拡大	
主管課	(1)福祉課・各課	
施策の内容(Plan)		
(1)障がい者就労施設等事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努める。		
進捗状況(Do)		
(1)毎年、福祉課を窓口として、庁内各課に障がい者施設等への業務委託への配慮を依頼している。障害者優先調達推進法に基づき、町は調達方針を策定し、取り組みを進めた。 また、令和3年度から施設(子育てサポートセンター)の清掃業務委託を、令和4年度はテーブルクロスを寒川町障害者事業所連絡会等に発注している。		
評価 (Check)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 従来からの障害者優先調達推進法に基づいた調達方針の他、新たに子育てサポートセンターの清掃業務を寒川町障害者事業所連絡会に委託したため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 従来からの障害者優先調達推進法に基づいた調達方針の他、令和3年度から新たに子育てサポートセンターの清掃業務の委託を、令和4年度は、テーブルクロスを寒川町障害者事業所連絡会等に発注したため。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 町として委託が進んでいる。新たな業務委託として、子育てサポートセンターの清掃業務の委託を行った。社協の清掃業務は業者を通じ寒川町障害者事業所連絡会に加入している事業所が清掃に来ている。社協事業で商品の購入を行う際、内容により就労継続支援B型事業所に発注している。	
	令和3・4年度の2年間の外部評価	
参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)		
方向性	継続	
取組内容	策定された調達方針に基づき、発注可能な業務の障害者施設への委託等を進めていく。	

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	④福祉的就労の充実と就労定着に向けた支援
主管課	(1)(2) 福祉課

施策の内容(Plan)

- (1)一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保に努める。
- (2)一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行う。

進捗状況(Do)

- (1)令和3年度、令和4年度共に障がい者の状況や障がい特性に応じて、就労移行支援や就労継続支援の事業所の見学や紹介を相談支援事業所や事業所と連携を図り、随時実施している。
- (2)令和3年度、令和4年度共に就労定着支援事業の活用や湘南地域就労援助センターを通じ、障がい者が継続的に就労できる環境づくりに努めている。

評価 (Check)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 就労後の退職者もあり、定着の支援強化が課題としてあるが、就労移行支援については概ね順調に進められているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 就労後の退職者もあり、定着の支援強化が課題としてあるが、就労移行支援については概ね順調に進められているため。	
令和3年度の外部評価		概ね順調
(参考:令和3年度) 相談支援事業所や就労援助センターとの連携が取れている。移行は進んでいるが、定着への更なる支援が必要。就労定着の支援として、湘南地域就労援助センターとの連携の実績が少ないと感じる。就職・職場定着に向けた情報共有ツール、「就労パスポート(厚労省)」の活用を働きかけて欲しい。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
-----	----

取組内容	就労援助センターや相談支援事業所、就労継続支援事業所等と連携し、就労定着に向けた支援を行っていく。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	⑤障がいのある人への情報提供の推進
主管課	(1)福祉課

施策の内容(Plan)

(1)湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行う。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。

(令和4年度)

(1)毎年、公共職業安定所の求人票を窓口に配置するとともに、定期的に更新することで、最新の情報を窓口で閲覧できるようにしている。また、年6回実施している就労相談の中でも求人票等の情報提供を行っている。

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労相談を実施するとともに、求人票等の情報提供も行っているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労相談を実施するとともに、求人票等の情報提供も行っているため。	
令和3年度の外部評価		概ね順調
(参考:令和3年度) 就労援助センターと連携し行えている。利用者のニーズに応じて、湘南地域就労援助センター等と連携している。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	公共職業安定所の求人票の情報を窓口で提供していく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	6. 雇用・就労
具体的な施策	⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進
主管課	(1)産業振興課・福祉課

施策の内容(Plan)

(1)特別支援学校(養護学校)に通っている生徒やその他障がい福祉就労系サービスの利用者に就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館等公共施設や寒川町役場での実習の実施に努める。また、働きたいと希望する障がいのある人が、身近な場所で就労ができるよう、町内企業に対する理解促進などの周知活動を行い、就労の場の確保に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1)町内企業に対しては、産業振興課の企業訪問では、雇用状況の把握等を主に行っており、啓発までは行えていない。

また、総合図書館では福祉課、特別支援学校からの就業実習の依頼に応じて、機会の提供に努めている。

(令和4年度)

(1)町内企業に対しては、産業振興課の企業訪問では、雇用状況の把握等を主に行っており、啓発までは行えていない。

また、広域で連携し実施している「企業と高等学校との就職情報交換会」では、採用を考えている企業が高校(特別支援学校・養護学校等含む)に企業説明等を行い、参加いただいた高校に通う生徒の雇用促進に繋がる機会の創出を行っている。

その他、総合図書館では福祉課、特別支援学校からの就業実習の依頼に応じて、機会の提供に努めているほか、寒川町役場においても障がいのある人を対象として、職場体験を行い、2名の方に参加いただいた。

令和3年度の内部評価

やや遅れている

(参考:令和3年度)

総合図書館で就業実習の機会の提供に努めているが、町内企業への企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発までには至っていないため。

令和3・4年度の2年間の内部評価

やや遅れている

(令和3・4年度の2年間)

総合図書館で就業実習の機会の提供に努めているが、町内企業への企業訪問では雇用状況の把握等が主で啓発までには至っていないため。

令和3年度の外部評価

やや遅れている

(参考:令和3年度)

実習の機会提供、啓発が進んでいない。町内企業に対する理解促進等促進活動が行えていない。就労支援系の事業所と連携して、働きたい障がい者と企業とのマッチングを行えるとよいのでは。就労の場について民間有志との対話を促進することも必要。

令和3・4年度の2年間の外部評価

評価
(C
h
e
c
k
)

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	重点化
取組内容	総合図書館や役場における職場体験を引き続き実施し、町内企業への理解促進や職場体験の拡大に努める。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進	
施策分野	6. 雇用・就労	
具体的な施策	⑦町職員の障がいのある人の雇用推進	
主管課	(1) 人事課	
施策の内容(Plan)		
(1)町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努める。		
進捗状況(Do)		
(令和3年度) (1)令和3年度の正職員・会計年度任用職員採用時に障がい者の募集を実施した。正職員の雇用はなし、会計年度任用職員は1人雇用(令和4年4月1日付採用)。令和3年度中に勤務開始となる新たな障がい者の雇用はなかった。 障がい者雇用率は次のとおり。(各年度6月1日時点。法定雇用率は令和2年度まで2.5%、令和3年3月1日から2.6%。) 平成30年:1.92% 令和元年度:2.44% 令和2年度:1.92% 令和3年度:2.06%		
(令和4年度) (1)令和3年度、令和4年度共に、正職員・会計年度任用職員採用時に障がい者の募集を実施した。正職員の雇用はなし、会計年度任用職員は1人雇用(令和4年4月1日付採用)。 障がい者雇用率は次のとおり。(各年度6月1日時点。令和4年度については、12月31日時点。法定雇用率は令和2年度まで2.5%、令和3年3月1日から2.6%。) 平成30年:1.92% 令和元年度:2.44% 令和2年度:1.92% 令和3年度:2.06%、令和4年度:2.10% 令和4年度に障害者職業生活相談員資格認定講習の受講申請を行ったが、受講者数制限により受講できなかつたため、令和5年度に再度受講申請を行う予定。		
評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 職員採用時に障がい者の募集を実施し、正職員の雇用はなかったが会計年度任用職員は1人雇用したため。(令和4年4月1日付採用)。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 職員採用時に障がい者の募集を実施し、正職員の雇用はなかったが会計年度任用職員は1人雇用したため。(令和4年4月1日付採用)。	
評価 (C h e c k)	令和3年度の外部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 正職員の雇用はなく法定雇用率の2.6%も下回っているが、会計年度任用職員は1人雇用した(任期は令和4年4月1日から)。難しい面や事情もあると思うが、町内企業の障がい者雇用の推進を進めるためにも、町でも積極的に障がいがある方の雇用を進めるのがよいのでは。	
令和3・4年度の2年間の外部評価		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
取組内容	「寒川町障がい者活用推進計画」に基づいた取り組みを進め、町の法定雇用率の達成に努めていく。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	7. 情報・コミュニケーション
具体的な施策	①情報提供システムの推進
主管課	(1)福祉課・各課

施策の内容(Plan)

(1) 障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進する。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

(1) 令和3年度視覚障がい者には、点字や拡大文字での通知や、希望に応じてメールでのやり取りを随時行っている。また、新規手帳取得者や、転入者などに対し、情報提供の方法等について、希望をうかがうなど、障がいに応じた情報提供に努めた。

(令和4年度)

(1) 事業者、利用者に対して、サービスの利用に関する様式等をホームページに掲載し、窓口だけでなくホームページ上でも情報が把握できるように改善を図った。

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	概ね順調
	(参考:令和3年度) 緊急時の障がい特性に応じた情報提供は平時に検討や準備を行う必要があるが、情報提供の方法等について希望を伺い障がいに応じた対応ができているため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	概ね順調
	(令和3・4年度の2年間) 緊急時の障がい特性に応じた情報提供は平時に検討や準備を行う必要があるが、情報提供の方法等について希望を伺い障がいに応じた対応ができているため。また、窓口でないと情報が得られないという点について、ホームページを活用し改善を図った。	
	令和3年度の外部評価	概ね順調
(参考:令和3年度) 当事者の希望に応じた対応をしている。今後、支援につながっていない要支援者にも情報を届けられるシステムづくりの検討が必要。緊急時の情報提供について検討を進めてほしい。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	継続
-----	----

取組内容	支援につながっていない要支援者や、緊急時の情報提供も含め、障がいの状況に配慮した情報提供方法について検討していく。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	7. 情報・コミュニケーション
具体的な施策	②コミュニケーション手段の確保
主管課	(1)広報戦略課・福祉課／(2)(3)(4)福祉課

施策の内容(Plan)

- (1) 視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていく。また広報誌や選挙公報についても、視覚障がいのある人向けに点字版や音声版の作成を引き続き実施していくとともに、拡大版についても検討していく。
- (2) 聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の育成と資質向上を図る。
- (3) 障がいに応じたコミュニケーション機器の利用ができるよう、日常生活用具の給付を行う。
- (4) 発達障がいや知的障がい、身体障がいにより言葉で伝えられない方などに対し、コミュニケーションボードなどの視覚的支援の普及に努める。

進捗状況(Do)

(令和3年度)

- (1) 町ホームページにおいて、情報のバリアフリー化を目的にウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成。広報誌音声版についても引き続き作成し、町ホームページに公開。また、視覚障がいのある人に文書を郵送する際に、寒川町からの郵送物であることを示すため、封筒に点字シールを添付している。
- (2) 手話講習会は、4年間の計画に沿って年間2コースを町聴覚障害者協会への委託により実施。また、手話通訳者等との連絡会及び研修会を開催し、資質の向上を図った。手話通訳等の派遣にあつては、新型コロナウィルスの感染予防を講じ、継続的な派遣を実施した。
- (3) 情報・通信支援用具等の給付を継続して実施している。
- (4) 平成30年度に一之宮小学校広域避難所運営委員会と地域自立支援協議会で協力し作成した、災害時における障がい者等に向けたコミュニケーションボードについても紹介した掲示物を図書館での企画展示において展示了。

(令和4年度)

(1)町ホームページにおいて、情報のバリアフリー化を目的にウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成。広報誌音声版についても引き続き作成し、町ホームページに公開。
また、視覚障がいのある人に文書を郵送する際に、寒川町からの郵送物であることを示すため、封筒に点字シールを添付している。

(2)手話講習会は、4年間の計画に沿って年間2コースを町聴覚障害者協会への委託により実施しており、受講者一名が手話通訳者の認定を受け、令和4年度から寒川町の手話通訳者として活動している。
手話通訳等の派遣にあっては、新型コロナウィルスの感染予防を講じ、継続的な派遣を実施した。また、手話通訳者等との連絡会及び研修会を開催し、資質の向上を図った。

(3)情報・通信支援用具等の給付を継続して実施している。

(4)平成30年度に一之宮小学校広域避難所運営委員会と地域自立支援協議会で協力し作成した、災害時における障がい者等に向けたコミュニケーションボードについても紹介した掲示物を図書館での企画展示において展示了。また、選挙事務においては、令和5年4月9日の統一地方選挙より投票会場にコミュニケーションボードの配置を開始した。

評価 (C h e c k)	令和3年度の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3年度) 本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調に実施できているが、広域避難所へのコミュニケーション支援ボードは、まだ未整備となっているため。 また、コミュニケーションツールの多様化や、新型コロナウィルス感染症の感染予防の観点から、情報保証の在り方について、検討が必要と考えるため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3・4年度の2年間) 本施策に位置付けられた取り組み内容は概ね順調に実施できているが、広域避難所へのコミュニケーション支援ボードは、まだ未整備となっているため。 また、コミュニケーションツールの多様化や、新型コロナウィルス感染症の感染予防の観点から、情報保証の在り方について、検討が必要と考えるため。	
令和3年度の外部評価		やや遅れている
(参考:令和3年度) コロナ禍のこともありますですが、施策に位置付けられた事業は実施できている。コミュニケーション支援ボードの導入が進んでいない。コンビニ、銀行、医院など、公共施設以外にも設置して欲しい。視覚、聴覚障がいを持った人以外の言葉ではうまく伝えられない障がいを持った人へのコミュニケーションの方法、手段が必要と考える。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	重点化
-----	-----

取組内容	広域避難所にコミュニケーション支援ボードの設置を進める。障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の確保に努める。
令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)	
方向性	
取組内容	

◎寒川町障がい者計画 進捗管理シート

基本目標	5. 障がいのある人の自立支援の促進
施策分野	7. 情報・コミュニケーション
具体的な施策	③福祉マップの配布・活用
主管課	(1)福祉課

施策の内容(Plan)

(1) 障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布する。

進捗状況(Do)

(1) 令和3年度、令和4年度共に、福祉マップについては、福祉課窓口等の公共施設、各事業所等で配布している他、町ホームページや各所に送付している「寒川町障がい福祉ガイドブック」に掲載している。

評価 (Check)	令和3年度の内部評価	やや遅れている
	(参考:令和3年度) 福祉マップは、ホームページ等で公開しているが、他の活用方法についての検討が進んでいないため。	
	令和3・4年度の2年間の内部評価	やや遅れている
	(令和3・4年度の2年間) 福祉マップは、ホームページ等で公開しているが、他の活用方法についての検討が進んでいないため。	
令和3年度の外部評価		やや遅れている
(参考:令和3年度) 一般に知られていない。広く周知するために、「広報さむかわ」に挟むなど全戸配布してはどうか。福祉マップの毎年更新は手間のいることとは思うが、手元にあれば役立つこともあり、活用の機会があると良い。		
令和3・4年度の2年間の外部評価		

参考:令和3年度の評価時の今後の取り組み(Action)

方向性	重点化
取組内容	福祉マップの随時更新を継続していく。公共機関等でのマップの活用方法や周知等について、引き続き検討する。

令和3・4年度の評価を踏まえた今後の取り組み(Action)

方向性	
取組內容	